

入札説明書

「沖縄の米軍基地」印刷業務に係る入札等については、関係法令、条例、規則等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
「沖縄の米軍基地」印刷業務
- (2) 業務内容等
別添「印刷条件書」のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和6年3月29日まで
- (4) 納入場所
沖縄県知事公室基地対策課（県庁6階）

2 入札参加資格

令和6年1月26日付け「沖縄の米軍基地」印刷業務に係る一般競争入札の公告による競争入札参加資格を有すると認められた者とする。

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年2月13日（火）14時
- (2) 場所 沖縄県庁7階第1会議室（那覇市泉崎1丁目2番2号）

4 入札書の提出方法等について

(1) 入札保証金について

本件に係る入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、見積もる契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたもの）の100分の5以上とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除される。

ア 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

(2) 入札書の作成方法及び提出

入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札者の住所、商号又は名称、氏名の記載及び代表者印の押印をすること。

イ 代理人をもって入札する場合は、氏名の前に当該代理人であることを表示

し、当該代理人の氏名の記載及び押印をしておくとともに、入札時まで代理委任状を提出しなければならない。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 電話、電信、郵便等による提出は認めない。

(3) 開札方法

ア 開札は、3で指定する場所及び日時で行う。

イ 開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。

ウ 開札の結果、落札者がいない場合は、直ちにその場において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、再度入札を棄権したものとする。

エ 再度入札は2回までとする。

(4) 入札心得

ア 入札者は、入札条件等を熟知の上、入札しなければならない。

イ 入札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない理由があると認めたときはその限りではない。

ウ 入札開始後においては、入札者又はその代理人は、入札場所に入場することはできない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、又は撤回することはできない。

(5) 入札の無効

次の入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者のした入札

イ 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

ウ 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

エ 委任状を持参しない代理人のした入札

オ 入札書の表記金額を訂正した入札

カ 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が脱落し、又は不明な入札

キ 入札条件に違反した入札

ク 連合その他不正の行為があった入札

ケ 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

5 落札者の決定の方法

(1) 最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札したもののうち、有効な入札書を提出した者で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札に係る事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札候補者がいない場合は直ちに再入札を行い、入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札候補書がない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

6 その他

- (1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約事項等
契約書を作成する場合には、落札者は発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約の取り交わしを行うこととする。